

## 新型コロナウイルス感染症関連の出席停止一覧

- ・「欠席」ではなく「出席停止：登校してはいけない」感染症となりますので、医師の診断ができましたら、至急担任にご連絡ください。
- ・診断書は原則必要ありません。また、発症した日から出席停止となります。

出席停止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童が感染者の場合</li> <li>・児童の感染が疑われる場合</li> <li>・同居家族に感染者もしくは濃厚接触者がいた場合</li> <li>・PCR 検査を受ける方と同居、もしくは会食等のかかわりがあった場合</li> <li>・感染者でなければ、健康観察表の該当症状が治まるまで(同居家族内も)</li> <li>・同居する家族に該当症状がある場合</li> <li>・感染を避けるための欠席</li> </ul> <p>※合理的な理由があると校長が判断する場合は出席停止になります。</p>
欠席	<ul style="list-style-type: none"> <li>・そのほかの体調不良等</li> </ul>

学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル  
～「学校の新しい生活様式」～（2021.4.28 Ver.6） p51

～9月30日までの緊急事態宣言を受けての対応  
上記に加え

出席停止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童の体調が普段と少しでも異なる場合</li> <li>・同居家族の体調が普段と少しでも異なる場合</li> <li>・児童生徒が医療機関等においてワクチン接種を受ける場合</li> <li>・副反応であるかに関わらず、ワクチン接種後、児童生徒に発熱等の風邪の症状が見られるとき</li> </ul>
------	--